



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 9 8 3 号 令和 8 年 8 月 2 5 日 発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
4 4 4	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
4 4 5	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	産業成長推進課
4 4 6	同	同
4 4 7	同	同
4 4 8	同	同
4 4 9	大規模小売店舗立地法の規定により意見を聴取した件	同
4 5 0	種畜証明書を交付した旨の通報を受けた件	畜産振興課

徳島県告示第444号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和8年8月25日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1 申請の概要

(1) 申請者

名 称 日亜化学工業株式会社

住 所 阿南市上中町岡491番地100

代表者 代表取締役 小川裕義

(2) 工場又は事業場

名 称 日亜化学工業株式会社 辰巳工場

所在地 阿南市辰巳町1番地19

(3) 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第27号イに規定するろ過施設及び同表第65号に規定する酸又はアルカリによる表面処理施設

(4) 特定施設及び污水等の処理に関する事項

2の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県生活環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和8年8月25日から

令和8年9月15日まで

(2) 場所

徳島県生活環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第445号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和8年8月25日から同年12月25日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和8年8月25日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) コメリハード&グリーン三好三野店

所在地 三好市三野町太刀野886ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社コメリ	新潟市南区清水4501番地1	捧 雄一郎

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社コメリ	新潟市南区清水4501番地1	捧 雄一郎

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和9年3月25日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,360平方メートル

(6) 大規模小売店舗の概要

届出事項	概要		
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		収容台数	91台

	駐輪場	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		収容台数	5 台
	荷さばき施設	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		面積	60.0平方メートル
	廃棄物等の保管 施設	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		容量	39.38立方メートル
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻		午前 6 時30分
	小売業を行う者の閉店時刻		午後 9 時30分
	来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前 6 時から午後10時まで
	駐車場の自動車の出入口	出入口の数	4 箇所
		位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		午前 6 時から午後10時まで

2 届出年月日

令和 8 年 7 月24日

3 届出及び添付書類の縦覧

(1) 縦覧の場所 徳島県経済産業部産業成長推進課及び三好市産業観光部商工政策課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページ

(2) 縦覧の期間 令和 8 年 8 月25日から同年12月25日まで

4 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

(1) 意見書の提出先

郵便番号770-8570

徳島市万代町一丁目 1 番地

徳島県経済産業部産業成長推進課スタートアップ・経営支援担当

電話番号088-621-2367

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 意見の内容

ウ 意見を述べる理由

(3) その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部産業成長推進課及び三好市産業観光部商工政策課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページにおいて公告の日から 1 月間縦覧に供する。

徳島県告示第446号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和8年8月25日から同年12月25日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和8年8月25日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 届出の概要

(1) 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
大和リース株式会社	大阪府中央区北浜四丁目1番1号	北 哲弥

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フレスポ阿波池田

所在地 三好市池田町サラダ1612番地2ほか

(3) 変更事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
大和リース株式会社	大阪府中央区農人橋二丁目1番36号	北 哲弥

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
大和リース株式会社	大阪府中央区北浜四丁目1番1号	北 哲弥

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
コーナン商事株式会社	大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1	疋田 直太郎
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1	大村 浩一
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普
株式会社デイリーマート	美馬市脇町大字猪尻字若宮南100番1	西谷 州弘
株式会社レデイ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目3番37号	三橋 信也
株式会社つるや	同 湊町三丁目8番地12	鶴田 直丈
株式会社ポトス	美馬郡つるぎ町半田字小野131番地1	佐藤 祐亮
株式会社ふれあい	三好郡東みよし町加茂1743番地	細田 忠敏
有限会社山下時計店	三好市池田町サラダ1781番地4	山下 泰樹
合同会社ヤマモト	同 1657番地	山本 哲也
竹内 貴史	同 ウエノ2650番地19	—————

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
コーナン商事株式会社	大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1	疋田 直太郎
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1	大村 浩一

株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普
株式会社デイリーマート	美馬市脇町大字猪尻字若宮南100番1	溝口 晋
株式会社レデイ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目3番37号	藤田 和郎
株式会社つるや	同 湊町三丁目8番地12	鶴田 直丈
株式会社ポトス	美馬郡つるぎ町半田字小野131番地1	佐藤 祐亮
株式会社ふれあい	三好郡東みよし町加茂1743番地	細田 忠敏
有限会社山下時計店	三好市池田町サラダ1781番地4	山下 泰樹
合同会社ヤマモト	同 1657番地	山本 哲也
竹内 貴史	同 ウエノ2650番地19	—————

(4) 変更年月日

縦覧に供する届出のとおり

2 届出年月日

令和8年7月17日

3 届出の縦覧

(1) 縦覧の場所

徳島県経済産業部産業成長推進課及び三好市産業観光部商工政策課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページ

(2) 縦覧の期間

令和8年8月25日から同年12月25日まで

4 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

(1) 意見書の提出先

郵便番号770-8570

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県経済産業部産業成長推進課スタートアップ・経営支援担当

電話番号088-621-2367

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 意見の内容

ウ 意見を述べる理由

(3) その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部産業成長推進課及び三好市産業観光部商工政策課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページにおいて公告の日から1月間縦覧に供する。

徳島県告示第447号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和8年8月25日から同年12月25日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和8年8月25日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 届出の概要

(1) 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンタウン株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	加藤 久誠

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン北島

所在地 板野郡北島町高房字川ノ上2-1

(3) 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河合 映治

(4) 変更年月日

縦覧に供する届出のとおり

2 届出年月日

令和8年7月21日

3 届出の縦覧

(1) 縦覧の場所

徳島県経済産業部産業成長推進課及び北島町まちみらい課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページ

(2) 縦覧の期間

令和8年8月25日から同年12月25日まで

4 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

(1) 意見書の提出先

郵便番号770-8570

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県経済産業部産業成長推進課スタートアップ・経営支援担当

電話番号088-621-2367

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 意見の内容

ウ 意見を述べる理由

(3) その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部産業成長推進課及び北島町まちみらい課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページにおいて公告の日から1月間縦覧に供する。

徳島県告示第448号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和8年8月25日から同年12月25日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和8年8月25日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 届出の概要

(1) 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
MUFG F&Lソリューションズ株式会社	東京都中央区新川二丁目27番1号	橋爪 栄
株式会社ワークマン	群馬県伊勢崎市紫町1732番地	大内 康二

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン上板
所在地 板野郡上板町椎本字中ノ内3

(3) 変更事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
MUFG F&Lソリューションズ株式会社	東京都中央区新川二丁目27番1号	橋爪 栄
株式会社ワークマン	群馬県伊勢崎市紫町1732番地	小濱 英之

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
--------	----	--------

MUFG F&Lソリューションズ株式会社	東京都中央区新川二丁目27番1号	橋爪 栄
株式会社ワークマン	群馬県伊勢崎市紫町1732番地	大内 康二

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1	大村 浩一
株式会社池田時計店	徳島市新町橋一丁目11番地	吉村 俊哉
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二
株式会社ワークマン	群馬県伊勢崎市紫町1732番地	小濱 英之

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1	大村 浩一
株式会社池田時計店	徳島市新町橋一丁目11番地	吉村 俊哉
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渚二丁目38番地	河合 映治
株式会社ワークマン	群馬県伊勢崎市紫町1732番地	大内 康二

(4) 変更年月日

縦覧に供する届出のとおり

2 届出年月日

令和8年8月4日

3 届出の縦覧

(1) 縦覧の場所

徳島県経済産業部産業成長推進課及び上板町産業課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページ

(2) 縦覧の期間

令和8年8月25日から同年12月25日まで

4 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

(1) 意見書の提出先

郵便番号770-8570

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県経済産業部産業成長推進課スタートアップ・経営支援担当

電話番号088-621-2367

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 意見の内容

ウ 意見を述べる理由

(3) その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部産業成長推進課及び上板町産業課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページにおいて公告の日から1月間縦覧に供する。

徳島県告示第449号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により意見を聴取したので、同条第3項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和8年8月25日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ徳島北島店

板野郡北島町北村字新川屋8番1ほか

2 法第8条第1項の意見の対象となった届出に係る告示

令和8年徳島県告示第141号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件）

3 法第8条第1項の規定により北島町から聴取した意見の概要

騒音の発生に係る事項

騒音規制法（昭和43年法律第98号）や徳島県生活環境保全条例（平成17年徳島県条例第24号）等の法令及び条例規則を遵守するとともに、基準値を下回る程度の騒音であった場合も、周辺住民等から苦情があった場合は、誠実に対応すること。特に深夜の時間帯においては、十分な注意を払うこと。

4 意見の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧の場所 徳島県経済産業部産業成長推進課及び北島町まちみらい課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページ

(2) 縦覧の期間 令和8年8月25日から同年9月25日まで

徳島県告示第450号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、次のとおり同法第4条第1項本文の種畜証明書を交付した旨の通報を受けたので、同法第8条第2項の規定により公示する。

令和8年8月25日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

種 畜 証 明 書 番 号	家 畜 の 種 類	品 種	毛色	名 前	等級	飼 養 者	
						住所又は所在地	氏名又は名称
11606947782	肉用牛	黒毛和種	黒	陽美	2 級	板野郡上板町	徳島県立農林水産総合 技術支援センター所長
32236010001	豚	デュロック種	褐	ビック ユメサクラエース トクシマチッケン 1 0 4 0－0 1	同	同	同
32536010001	同	同	同	キリシマ0 0 4 ユメサク ラエース トクシマチッケ ン 1 0 3 1－0 6	同	同	同
32336010004	同	大ヨークシャー種	白	ドンホルム クラリオ ン トクシマチッケン 9 0 2 6－0 1	同	同	同
32536010002	同	同	同	エージェント ドンホルム トクシマチッケン 2 0 5 4－0 4	同	同	同
32636010001	同	デュロック種	褐	ユメサクラエース キリシ マ0 0 4 トクシマチッケ ン 1 0 0 2－0 4	同	同	同